

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

### 告 示

○有害図書類の指定 (青少年課) 一

○認証食品の認証 (食産業振興課) 一

○家畜伝染病予防法に基づく報告の徴収 (畜産課) 二

○土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 二

○指定構造計算適合性判定機関の指定(二件) (建築安全推進室) 二

○土地改良事業の施行の認可 (東部地方振興事務所) 三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (環境対策課) 三

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 三

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 三

○選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 三

○証票の無効 (収用委員会) 五

○石巻地方卸売市場事件審理の開始 (収用委員会) 五

## 告 示

○宮城県告示第九百八十六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のもの

を青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	アクションピザッツ 11月号 11419・111	(株)双葉社
二	雑誌	コミックアムール 11月号 03801・111	(株)サン出版
三	雑誌	KISSUI 11月号 12955・111	(株)ジーオーティ
四	雑誌	メンズヤング 11月号 08597・111	(株)双葉社
五	雑誌	タブー 11月号 19673・111	三和出版(株)

### 二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第九百八十七号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百五十	梅干し	相澤サカ子	相澤サカ子	宮城郡七ヶ浜町花沢字浜沼一四・一一
九百五十	宮城県産仙台味噌	仙台味噌醤油株式会社代表取締役 遠藤勝	仙台味噌醤油株式会社 社わさび沢工場	大崎市松山金谷字山葵沢東六一

### 二 認証年月日

平成二十年十月六日

○宮城県告示第九百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定により、家きんの所有者（飼養羽数が百羽以上の農場に限る。）に対し、次のとおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林水産省令第三十五号）第五十八条の規定により告示する。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 二 報告すべき事項 各農場における左記の事項

1 飼養羽数

2 死亡羽数

3 週ごとの状況を記録し、毎月一回報告すること。

4 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちに報告しなければならぬ。

三 報告の期限 前月の状況を翌月十日までに報告すること。

四 報告書の提出方法 指定様式により、電子メール又はファクシミリにて報告するものとする。

五 その他必要な事項

1 第一回目の報告は、平成二十年十月一日から十月三十一日までの状況について行うものとし、報告期限は十一月十日とする。

2 提出先は、所轄の地方振興事務所畜産振興部又は家畜保健衛生所とする。

3 この告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。

○宮城県告示第九百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

猪股 義 範 岩沼市字荒井九十七番地

大友 幸 男 岩沼市朝日二丁目三番七号

伊藤 芳 一 岩沼市朝日二丁目一番十三号

吉田 幹 雄 岩沼市桜二丁目五番五号

伊藤 新 治 岩沼市朝日二丁目五番二十号

○宮城県告示第九百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿五丁目十一番四号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目十一番四号

三 指定年月日

平成二十年十月七日

四 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十年十月二十日

○宮城県告示第九百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

三 指定年月日

平成二十年十月七日

四 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

平成二十年十月二十日

○宮城県告示第九百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、河南矢本土地改良区が行う土地改良事業（河南地区）の施行を平成二十年十月六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 大気汚染常時監視システム管理運営業務

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年九月三十日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 契約金額 四千六百六十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うさぎ薬局	白石市字免作四十・二	平成二十年十月二日
クオール薬局豊里店	登米市豊里町土手下二十三・二	平成二十年十月二日
株式会社アサヒ薬局南郷店	美里町木間塚字砂押七十五・一	平成二十年十月二日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市手倉田字諏訪百五十二番六、二百五十三番一、二百五十四番一及び二百五十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市手倉田字諏訪二百五十五番地の一 渡邊 忠勝

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城郡利府町神谷沢字金沢四十八番六及び四十八番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 名取市田高字南五百五十八番地 セジュール田高 二百一十号 阿部 貴幸

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年十月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借(W20・1) 五二三式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- また、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限の措置を受けている期間中でないこと。

- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)であること。

- ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 当該機器又は同種機器の賃貸借を平成十六年一月一日以降、一年以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。

- 7 当該機器一式に係る構成、性能及び定価に関する資料を作成すること。

- 8 当該機器に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

- 9 入札参加を希望する者は、6、7及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十一年十一月二十一日までに、三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話番号〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十一年十一月七日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二二・七二七、内線二二三三)

- 2 入札説明書等の交付期限

平成二十一年十一月十四日(金)、午後五時まで

- 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- 4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年十二月三日(水)、午後五時十五分まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- (四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年十二月四日(木)、午前十時三十分(開場午前十時)

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

- 四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of computer terminals for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System-513 units

2 Duration of Contract : January 1, 2009 to December 31, 2013

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters and other locations.

4 Bid Deadline : 5 :15 p.m., December 3, 2008

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan.  
Tel.: 022-221-7171, EXT. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十年十月六日以降無効とする。

平成二十年十月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

記

証票番号 ㊦ 第二号の〇〇五

証票番号 ㊧ 第二号の〇〇五

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第四号

株式会社石巻青果起業の(仮称)石巻青果花き地方卸売市場建設事業並びにこれに伴う付帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事、農業用道路及び農業用排水路付替工事に係る土地収用事件(石巻地方卸売市場事件)について、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十年十月十四日

宮城県収用委員会

一 日時 平成二十年十一月十日(月)午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者、土地所有者及び関係人に対する審問等